

令和2年度

南 あ わ じ 市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

南あわじ市監査委員

令和2年度 南あわじ市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の根拠等

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 審査の種類

健全化判断比率及び資金不足比率審査

3 審査の対象

(1) 令和2年度 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

(2) 令和2年度 資金不足比率

(3) (1)及び(2)の算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査は、主として次に掲げる点に着目して実施した。

- (1) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (2) 比率の算定は、関係法令に準拠し正確に算定されているか。

5 審査の実施内容

(1) 審査の期間等

ア 期間 令和3年7月1日から同年8月18日まで

関係職員の説明を聴取した日 令和3年7月28日

イ 場所 南あわじ市役所 監査委員事務局執務室及び304・305会議室

(2) 審査の実施内容

この審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めにより市長から送付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合確認及び関係職員からの説明聴取等の方法により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも関係法令に準拠し適正に算定されているものと認められる。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
	一般会計等に属する特別会計	産業廃棄物最終処分事業特別会計					
公営事業関係	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計保険事業勘定					
		国民健康保険特別会計直営診療所勘定					
		介護保険特別会計保険事業勘定					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険特別会計介護サービス事業勘定					
	法適用公営企業	下水道事業会計					
法非適用公営企業	土地開発事業特別会計						
	国民宿舎事業特別会計						
一部事務組合・広域連合		淡路広域行政事務組合					
		淡路広域消防事務組合					
		洲本市・南あわじ市衛生事務組合					
		南あわじ市・洲本市小中学校組合					
		淡路広域水道企業団					
		洲本市・南あわじ市山林事務組合					
		兵庫県議会議員公務災害補償組合					
		兵庫県市町村職員退職手当組合					
		兵庫県市町村交通災害共済組合					
		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等		沼島汽船株式会社 (兵庫県信用保証協会)					

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	12.71	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.71	30.00
実質公債費比率	13.6	14.1	△0.5	25.0	35.0
将来負担比率	84.4	104.9	△20.5	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、赤字でないため「—」で表示している。

実質公債費比率は13.6％で、前年度に比べて0.5ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0％)、財政再生基準(35.0％)を下回っている。

将来負担比率は84.4％で、前年度に比べて20.5ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0％)を下回っている。

本市の財政は、国の示す基準から判断すると、健全な状態であるといえる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は、6億6,107万9千円の黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。参考としての比率を求めたところ△4.12％となっている。

(単位：％)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
本市の参考比率 A / B	△4.12	△4.08	△0.04

(単位：千円、%)

区 分	実質収支額		増減額	増減率
	令和2年度	令和元年度		
一 般 会 計	658,909	633,765	25,144	4.0
一般会計等に属する特別会計	2,170	11,039	△8,869	△80.3
産業廃棄物最終処分事業特別会計	2,170	11,039	△8,869	△80.3
合 計 A	661,079	644,804	16,275	2.5
標 準 財 政 規 模 B	16,015,207	15,784,634	230,573	1.5

[標準財政規模]

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	7,109,984	6,983,295	126,689	1.8
普 通 交 付 税 額	8,306,420	8,228,994	77,426	0.9
臨時財政対策債発行可能額	598,803	572,345	26,458	4.6
合 計	16,015,207	15,784,634	230,573	1.5

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本市の連結実質収支額は、12億5,117万7千円の黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。参考として比率を求めたところ△7.81%となっている。

(単位：%)

区 分	令和2年度	平成元年度	増 減
本市の参考比率 (A+B) / C	△7.81	△7.78	△0.03

(単位：千円、%)

区 分		実質収支額		増減額	増減率
		令和2年度	令和元年度		
一 般 会 計		658,909	633,765	25,144	4.0
一般会計等 特別会計	産業廃棄物最終処分事業特別会計	2,170	11,039	△8,869	△80.3
小 計 A		661,079	644,804	16,275	2.5
区 分		資金剰余額		増減額	増減率
		令和2年度	令和元年度		
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計以外の特 別会計	国民健康保険特別会計保険事業勘定	156,275	64,008	92,267	144.1
	国民健康保険特別会計直営診療所勘定	63	31	32	103.2
	後期高齢者医療特別会計	14,814	19,539	△4,725	△24.2
	介護保険特別会計保険事業勘定	65,281	137,729	△72,448	△52.6
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	0	0	0	—
	農業共済事業会計	0	△16,454	△16,454	皆減
法適用 公営企業	下水道事業会計	193,191	201,964	△8,773	△4.3
法非適用 公営企業	土地開発事業特別会計	155,641	154,163	1,478	1.0
	国民宿舎事業特別会計	4,833	23,576	△18,743	△79.5
小 計 B		590,098	584,556	5,542	0.9
合 計 A + B		1,251,177	1,229,360	21,817	1.8
標 準 財 政 規 模 C		16,015,207	15,784,634	230,573	1.5

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \text{ の 3 か年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおり。

(単位：%)

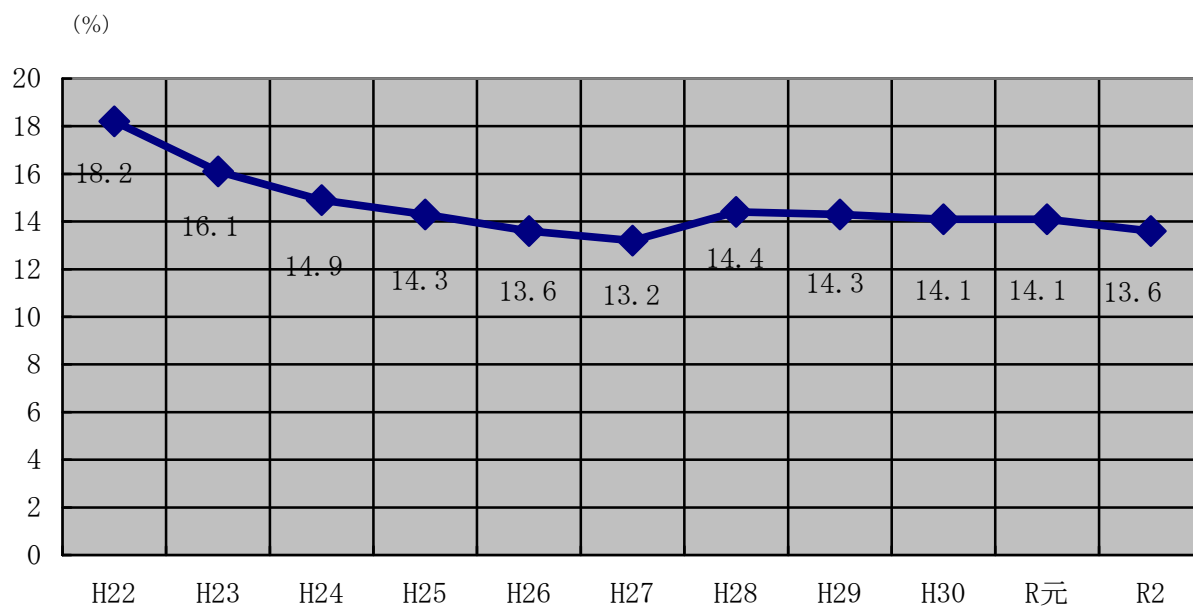
区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
実質公債費比率 (3 か年平均)	13.6	14.1	△0.5

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
A	元 利 償 還 金	3,273,073	3,368,769	3,529,568	3,771,722
B	準 元 利 償 還 金	1,863,822	1,794,427	1,811,644	2,029,784
C	特 定 財 源	121,657	126,039	130,263	136,579
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,308,515	3,421,700	3,423,744	3,797,639
E	標準財政規模	16,015,207	15,784,634	15,852,600	16,348,272
単年度実質公債費比率		13.43	13.07	14.38	14.88

実質公債費比率は 13.6%で、前年度より 0.5 ポイント改善しており、早期健全化基準 (25.0%) を下回る数値となっている。単年度の比率では、算定の分母である標準財政規模の増加率より、基準財政需要額に算入された公債費の大幅な減少による算定分子の増加率が高かったため、前年度より 0.36 ポイント悪化となったが、平成 29 年度が 14.88%と高かったため、3 か年平均では改善となった。

実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化することにより、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。この数値が高ければ、将来の財政を圧迫する可能性が高いといえる。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおり。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
将 来 負 担 比 率	84.4	104.9	△20.5

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
A 将来負担額	58,318,145	61,222,845	△2,904,700	△4.7
B 充当可能な財源（基金・特定歳入等）	47,583,091	48,249,848	△666,757	△1.4
(A-B) 計	10,735,054	12,972,997	△2,237,943	△17.3
C 標準財政規模	16,015,207	15,784,634	230,573	1.5
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	3,308,515	3,421,700	△113,185	△3.3
(C-D) 計	12,706,692	12,362,934	343,758	2.8

将来負担比率は 84.4%で、前年度に比べ 20.5 ポイント改善しており、早期健全化基準（350.0%）を下回る数値となっている。標準財政規模及び充当可能財源である基金の増加、下水道事業に係る資本費平準化債を前年度に引き続き発行したこと及び下水道事業会計の地方債残高の減少を主な要因とする公営企業債繰入見込額の減少、普通会計における計画的な繰上償還等による地方債残高の減少等により比率は改善している。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	—	20.0
土地開発事業特別会計	—	—	—	
国民宿舎事業特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じていないので、「—」で表示した。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額・不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		A 流動負債 (※)	B 建物改良費等以外の経費 の財源に充てるために起 こした地方債の現在高	C 流動資産	D 解消可能資 金不足額	資金剰余額 (△不足額)	E 事業規模
下水道 事業会計	令和2年度	514,767	0	707,958	0	193,191	398,216
	令和元年度	181,784	0	383,748	0	201,964	399,730
	増減額	332,983	0	324,210	0	△8,773	△1,514

※「A 流動負債」欄は、流動負債から控除企業債等の除外経費を控除している。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{流動負債 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{流動資産 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剰余額・不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		A 繰上充用額	B 支払繰延額・ 事業繰越額	C 建物改良費以外の経費 の財源に充てるために起 こした地方債の現在高	D 解 消 可 能 資金不足額	資金剰余額 (△不足額)	E 事 業 規 模
土地開発事 業特別会計	令和2年度	0	0	0	0	155,641	155,641
	令和元年度	0	0	0	0	154,163	154,163
	増減額	0	0	0	0	1,478	1,478
国民宿舎事 業特別会計	令和2年度	0	0	0	0	4,833	27,091
	令和元年度	0	0	0	0	23,576	66,804
	増減額	0	0	0	0	△18,743	△39,713

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{繰上充用額 A} + \text{支払繰延額・事業繰越額 B} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

第3 審査意見

当年度の健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないことから算出されていない。実質公債費比率は前年度と同率、将来負担比率は前年度と比較すると大きく改善しており、これらの比率は、国の示す早期健全化基準等の数値を下回る結果であった。

これらのことから、本市の財政は、国の示す基準から判断すると健全な状態であるといえる。

しかしながら、今後は人口減少の進行によって、地方交付税や市税など収入の減少が予測される。一方、歳出では、公共施設等の更新に係る経費や高齢化の更なる進展による医療や介護などに係る社会保障経費をはじめとして増加が見込まれる。また、当面の間は、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を注視する必要がある。

本市の健全化判断比率及び資金不足比率は前述したとおり、いずれも国の示す早期健全化基準等の数値は下回っている状況であるが、当該比率に加え、従来から用いている経常収支比率なども参考にしながら、慎重かつ適正に財政状況を把握する必要がある。その上で、財政計画の着実な実施により、引き続き緊急性と優先順位を厳しく精査し、限られた財源の効率的な活用を図りながら、健全な財政運営を堅持されるよう望むものである。